

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律施行令案（仮称）について（概要）

令和元年 10 月 15 日
厚生労働省子ども家庭局母子保健課

1. 制定の趣旨

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成 30 年法律第 104 号。以下「成育医療法」という。）の施行に伴い、成育医療等協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項並びに都道府県が作成する計画のうち成育過程にある者等に対する成育医療等の提供が確保されるよう適切な配慮をするよう努めるものとされた計画を定めるもの。

2. 政令案の概要

(1) 成育医療等協議会

- ① 協議会は、委員 20 人以内で組織するとすること（第 1 条関係）。
- ② 協議会の委員の任期は、2 年とし、再任されることができるとすること（第 2 条関係）。
- ③ 会長を置き、委員の互選により選任するものとすること（第 3 条関係）。
- ④ 専門委員を置くことができるとし、厚生労働大臣が任命すること（第 4 条関係）。
- ⑤ 委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができないものとすること（第 5 条関係）。
- ⑥ 協議会の庶務は、厚生労働省子ども家庭局母子保健課において処理することとすること（第 6 条関係）。
- ⑦ 議事の手続その他運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めるものとすること（第 7 条関係）。

(2) 都道府県の作成の際に成育過程にある者等に対する成育医療等の提供が確保されるよう適切な配慮をするよう努めるものとされた計画であって政令案で定める計画は、次に掲げるものとすること（第 8 条関係）。

- ① 都道府県障害児福祉計画（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 22 第 1 項）
- ② 都道府県地域福祉支援計画（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 108

条第1項)

- ③自立促進計画(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第11条第2項第3号)
- ④都道府県障害者計画(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第2項)
- ⑤予防計画(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第10条第1項)
- ⑥都道府県男女共同参画計画(男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項)
- ⑦都道府県基本計画(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第2条の3第1項)
- ⑧都道府県健康増進計画(健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第1項)
- ⑨都道府県食育推進計画(食育基本法(平成17年法律第63号)第17条第1項)
- ⑩都道府県障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条第1項)
- ⑪都道府県自殺対策計画(自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第13条第1項)
- ⑫都道府県がん対策推進計画(がん対策基本法(平成18年法律第98号)第12条第1項)
- ⑬教育振興基本計画(教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項)
- ⑭都道府県子ども・若者計画(子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)第9条第1項)
- ⑮都道府県子ども・子育て支援事業支援計画(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第62条第1項)
- ⑯都道府県子どもの貧困対策計画(子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)第9条第1項)
- ⑰都道府県アルコール健康障害対策推進計画(アルコール健康障害対策基本法(平成25年法律第109号)第14条第1項)
- ⑱都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画(ギャンブル等依存症対策基本法(平成30年法律第74号)第13条第1項)
- ⑲都道府県循環器病対策推進計画(健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法(平成30年法律第105号)第11条第1項)

※医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 1 項に基づく医療計画は
成育医療法第 19 条第 1 項において規定済み。

3. 根拠規定

成育医療法第 18 条第 3 項及び第 19 条第 1 項

4. 施行期日

成育医療法の施行の日（令和元年 12 月 1 日）